

令和2年度

「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」

と き 令和2年10月15日（木）14：00～

ところ 高千帆福祉会館 会議室（2階）

会 議 次 第

- 1 辞令交付
- 2 部長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長の選出
- 5 会長あいさつ
- 6 議事
 - （1）障がい者計画等策定のためのアンケート結果について
 - （2）第4次障がい者計画について
 - （3）障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況及び次期計画の策定について

資料目次

- | | |
|---|-------|
| ○「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」委員名簿 | ・・・1 |
| ○【1】第4次障がい者計画等のアンケート結果について | ・・・2 |
| ○【2】第4次障がい者計画について | ・・・2 |
| ○【3】障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗状況
及び次期計画の策定について | ・・・8 |
| ○「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則」 | ・・・9 |
| ○「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則」 | ・・・10 |
| ○「障害者基本法」・「障害者総合支援法」（抜粋） | ・・・11 |
| ○「児童福祉法」（抜粋） | ・・・12 |

「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」委員名簿

任期：令和2年10月1日～令和4年9月30日

	所属機関・団体名	役職名	委員氏名
1	山陽小野田市社会福祉事業団	まつば園園長	出 口 善 則
2	市教育委員会学校教育課	学校教育課係長	稲 田 貴 子
3	山陽小野田精神保健家族会	副会長	今 橋 恵津子
4	相談支援事業所のぞみ	主任相談支援専門員	植 木 亨
5	山陽小野田市地域包括支援センター 運営協議会	委員	上 村 篤 子
6	山陽小野田市障害者協議会	副会長	佐々木 勇 蔵
7	宇部公共職業安定所	職業指導官	末 次 愛
8	一般公募		中 村 明 美
9	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	中 村 研 次
10	学識経験者	講師	長 谷 亮 佑
11	山陽小野田医師会	理事	廣 田 勝 弘
12	山陽ボランティア連絡協議会	会長	水 田 愛 子
13	山陽小野田市社会福祉協議会	事務局次長	光 永 仁
14	小野田ボランティア連絡協議会	副会長	森 本 眞智子
15	山陽小野田市手をつなぐ育成会	理事長	矢 田 英 治
16	山陽小野田市民生児童委員協議会	山陽地区副会長	安 田 克 己
17	一般公募		山 田 起 代
18	こども発達支援支援センターとことこ	施設長	吉 水 多加志

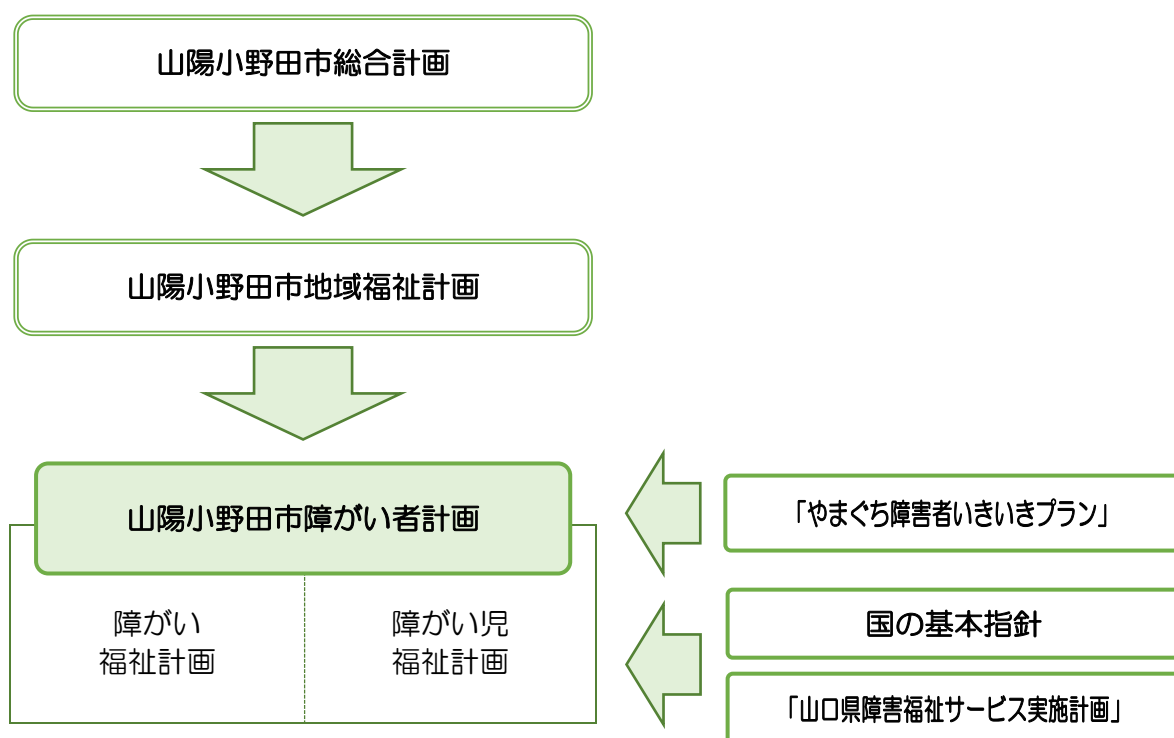
(50音順、敬称略)

【1】 障がい者計画等策定のためのアンケート結果について

資料 1 へ

【2】 第 4 次障がい者計画について

1 計画の位置づけ及び性格



○山陽小野田市障がい者計画

「障害者基本法」を根拠とする「障害者基本計画」です。

「山陽小野田市障がい者計画」は、「山陽小野田市総合計画」「山陽小野田市地域福祉計画」を上位計画とし、障がい者施策を推進するための基本目標、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい福祉施策推進のための指針となるものです。

また、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」との整合性を保ちます。

	第 4 次山陽小野田市障がい者計画
根拠法	「障害者基本法」第 11 条第 3 項
性格	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画
今回計画期間	第 4 次計画：平成 30 年度（2018 年度）～ 令和 5 年度（2023 年度）（6 年間）

○山陽小野田市障がい福祉計画

「第 5 期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」で、「山陽小野田市障がい者計画」の基本目標、基本方針を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

	第 5 期山陽小野田市障がい福祉計画
根拠法	「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項
性格	障がい福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める 3 年を 1 期とする計画
今回計画期間	第 5 期計画：平成 30 年度（2018 年度）～ 令和 2 年度（2020 年度）（3 年間）

○山陽小野田市障がい児福祉計画

「第 1 期障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」で、「山陽小野田市障がい者計画」の基本目標、基本方針を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

平成 28 年度に成立した児童福祉法の一部を改正する法律において、新たに「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

	第 1 期山陽小野田市障がい児福祉計画
根拠法	「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項
性格	障がい児通所支援等の見込量、確保の方策を定める 3 年を 1 期とする計画
今回計画期間	第 1 期計画：平成 30 年度（2018 年度）～ 令和 2 年度（2020 年度）（3 年間）

2 計画の期間

平成 30 年度 （2018 年度）	令和 元 年 度 （2019 年度）	令和 2 年 度 （2020 年度）	令和 3 年 度 （2021 年度）	令和 4 年 度 （2022 年度）	令和 5 年 度 （2023 年度）
第 4 次障がい者計画					
第 5 期障がい福祉計画			第 6 期障がい福祉計画		
第 1 期障がい児福祉計画			第 2 期障がい児福祉計画		

3 市内の障がい者の現状について

ア 障がい者手帳所持者の状況

(1) 身体障がい者の状況

① 等級別「身体障害者手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

等級	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
1級	862	863	898	862	856	854
2級	389	394	388	374	353	336
3級	578	551	533	521	501	501
4級	695	683	663	662	652	640
5級	129	135	135	126	134	136
6級	156	157	154	158	164	160
合計	2,809	2,783	2,771	2,703	2,660	2,627
市人口比	4.35%	4.44%	4.42%	4.31%	4.24%	4.19%

※令和2年4月 男性：1,226人(46.7%) 女性：1,401人(53.3%) 計2,627人

※障がいの等級については、1級から7級までであり、1級が最重度です。

(手帳の交付は6級までです)

※平成27年度(2015年度)の人口比は平成22年度(2010年度)国勢調査による市人口(66,450人)、平成28年度(2016年度)以降の人口比は平成27年度(2015年度)国勢調査による市人口(62,671人)で算出。

② 年齢別「身体障害者手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年齢	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
0歳から 5歳まで	6	4	6	5	4	3
6歳から 17歳まで	36	35	38	32	31	28
18歳から 59歳まで	378	401	386	386	369	368
60歳から 64歳まで	249	259	247	219	195	165
65歳以上	2,140	2,084	2,094	2,061	2,061	2,063
合計	2,809	2,783	2,771	2,703	2,660	2,627

③ 障がい種別「身体障害者手帳」所持者数

(各年度 4 月) (人)

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
視覚障がい	207	196	193	184	175	176
聴覚障がい	259	256	244	251	263	255
平衡 機能障がい	11	12	10	8	8	7
音声・言語・そ しゃく 機能障がい	66	64	60	54	51	51
肢体不自由 (上肢)	591	589	587	553	533	522
肢体不自由 (下肢)	1,147	1,146	1,136	1,092	1,040	997
肢体不自由 (体幹)	145	149	142	140	137	131
肢体不自由 (脳原上肢)	31	32	31	29	33	31
肢体不自由 (脳原移動)	40	38	40	39	39	40
心臓 機能障がい	575	564	571	566	566	578
じん臓 機能障がい	186	191	208	208	207	210
呼吸器 機能障がい	87	86	86	88	80	79
ぼうこう・直腸 機能障がい	111	107	111	109	125	127
小腸 機能障がい	4	4	3	2	1	1
免疫 機能障がい	5	4	4	4	5	5
肝臓 機能障がい	4	5	6	8	9	8
合計	3,469	3,443	3,432	3,335	3,272	3,218

※障がい重複する方がいるため、手帳所持者数の合計とは一致しない。

(2) 知的障がい者の状況

① 年齢別・程度別「療育手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年齢	程度	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 元 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
18 歳 未満	A	24	23	26	27	30	30
	B	84	81	89	96	85	92
	合計	108	104	115	123	115	122
18 歳 以上	A	162	164	166	166	164	145
	B	209	218	223	224	239	248
	合計	371	382	389	390	403	393
合計	A	186	187	192	193	194	175
	B	293	299	312	320	324	340
	総合計	479	486	504	513	518	515
市人口比		0.74%	0.78%	0.80%	0.82%	0.83%	0.82%

※令和2年4月 男性：298人(57.9%) 女性：217人(42.1%) 計515人

※障がいの程度については、AとBがあり、Aが重度です。

(3) 精神障がい者の状況

① 年齢別・等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年齢	程度	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 元 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
18 歳 未満	1 級	0	1	1	1	1	0
	2 級	2	12	2	1	1	2
	3 級	11	27	13	19	19	18
	合計	13	40	16	21	21	20
18 歳 以上	1 級	79	72	84	73	83	78
	2 級	163	151	175	178	187	179
	3 級	81	82	103	111	132	132
	合計	323	305	362	362	402	389
合計	1 級	79	73	85	74	84	78
	2 級	165	163	177	179	188	181
	3 級	92	109	116	130	151	150
	総合計	336	345	378	383	423	409
市人口比		0.52%	0.55%	0.60%	0.61%	0.67%	0.65%

※令和2年4月 男性：202人(49.4%) 女性：207人(50.6%) 計409人

※障がいの等級については、1級から3級まであり、1級が最重度です。

② 精神障がい者の医療状況

(各年度 4 月) (人)

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 元 年 度 (2019 年度)	令和 2 年 度 (2020 年度)
精神通院 受給者数	894	1,001	1,019	1,072	1,044	1,128

イ 「障害支援区分」 審査判定の状況

介護給付のサービスを利用する際には、「障害支援区分」の判定が必要となります。

「障害支援区分」は 1 から 6 まであり、6 が最重度です。

「障害支援区分」は、聞き取りによる認定調査の一次判定結果及び医師意見書により、「障害支援区分認定審査会」の二次判定に基づき市が認定します。

在宅では軽度の区分の障がい者が多く、施設入所では重度の区分の障がい者が多くなっています。

< 「障害支援区分」 の認定状況 >

(令和 2 年 9 月) (人)

区分		非該当	1	2	3	4	5	6	合計
身体	在宅者	0	0	6	7	6	6	20	45
	施設入所者	0	0	0	2	2	2	15	21
知的	在宅者	0	3	23	26	27	26	10	115
	施設入所者	0	0	1	1	9	18	29	58
精神	在宅者	0	5	11	6	3	1	0	26
	施設入所者	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	在宅者	0	8	40	39	36	33	30	186
	施設入所者	0	0	1	3	11	20	44	79
割合 (%)	在宅者	0	100	97.6	92.9	76.6	62.3	40.5	70.2
	施設入所者	0	0	2.4	7.1	23.4	37.7	59.5	29.8

ウ 障がい者の雇用状況について

民間企業における「障害者法定雇用率」は、平成 25 年（2013 年）4 月に 1.8%から 2.0%へ引き上げとなり、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員 56 人以上から 50 人以上に変更になりました。

さらに、平成 30 年（2018 年）4 月からは「障害者法定雇用率」は 2.2%に引き上げられ、対象となる事業主の範囲は、従業員 45.5 人以上に広がっています。

一般就労には、公共職業安定所での求職や相談のほか、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所や「障害者就業・生活支援センター」などが支援を行っています。

公共職業安定所調（各年度 6 月）

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
管内対象企業数 (箇所)	166	160	168	169	186	184
管内雇用 障がい者数 (人)	618.5	586.5	612.0	675.0	705.5	715.5
管内雇用率 (%)	1.99	1.92	1.96	2.15	2.19	2.26
県雇用率 (%)	2.46	2.51	2.47	2.56	2.58	2.59
国雇用率 (%)	1.82	1.88	1.92	1.97	2.05	2.11

令和 2 年度は公表未

※「障害者法定雇用率」・・・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を雇用しなければならないとされています。

※障がい者数は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の計。

重度身体障がい者及び重度知的障がい者は、1 人を 2 人とダブルカウントを行い、重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者、重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者及び精神障がい者の短時間労働者は 1 人を 0.5 人としてカウントし、重度身体障がい者及び重度知的障がい者の短時間労働者は 1 人を 1 人としてカウントしています。

【3】障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況及び次期計画の策定について

資料 2 へ

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例

平成 17 年 3 月 22 日 条例第 30 号

最新改正 令和 2 年 3 月 31 日 条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく執行機関の附属機関の設置については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 本市の執行機関の附属機関（次条において「附属機関」という。）として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第 2 条関係） ※関係附属機関を抜粋

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	山陽小野田市障害福祉計画検討委員会	山陽小野田市の障害福祉計画について、検討すること。
	山陽小野田市自立支援協議会	障害者の地域での自立を目指し、山陽小野田市の障害者の課題について協議すること。
	山陽小野田市地域福祉計画推進委員会	地域福祉計画の総合的かつ計画的な推進に関する事項を調査し、審議すること。

山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則

平成18年7月27日規則第41号
改正 平成21年8月14日規則第35号
平成22年3月31日規則第18号
平成27年3月31日規則第30号
平成27年12月17日規則第54号
平成30年3月30日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市障害福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、18人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 障害福祉に係る団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

○障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（障害者総合支援法）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

○児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項